

# 校則について

(令和4年4月1日版)

## 前文

本校の生徒指導は二つの柱を理念としている。

一は、飲酒・喫煙・暴力などの法令違反や反社会的行為に対する指導である。

二は、マナーや生活習慣に関する指導である。

どちらも、卒業後の社会的適応や自立・自律を目的としている。

なお、本方針については年度途中であっても校長が必要と判断した場合には改定を行う。

## 第1章 総則

本校で定める「学校生活」とは学校内だけでなく、授業・校外活動・部活動などのために自宅を出るところから始まり、それらが終了して帰宅するまでを「学校生活」としている。このことは平日か休日かに関わらず適用される。

また、本方針に加え別途規定集を設け、問題行動が発生した場合は手順に則り指導を行う。

## 第2章 制服指導

1. 生徒は学校生活全般において本校指定の制服を着用しなければならない。ただし、配慮が必要な場合や、活動内容によっては制服以外の着用を認める。
2. 「制服を着用する」とは、正しく着用している状態を意味する。シャツを出した状態での着用や、ズボンをずらしての着用、スカートを短くしての着用などは「正しく着用」している状態とはみなさず指導対象とする。
3. 制服を不適切に作り変えた場合は正常な状態に戻すか、新たに購入すること。また、譲渡された制服であっても体格に合わず相対的に短い（または長い）場合などは着用してはいけない。
4. 登下校時や休憩時間などに限り、防寒着・防寒具の着用を認めているが、規定集の定めを守っていない着用の仕方は指導対象とする。
5. 体操服や実習服は、制服に準ずる指導方針を適用する。ただし、該当の授業や実習以外では制服を着用しなければならない。また、体操服や実習服は指示された場所で更衣すること。
6. 制服を着用せずに登校した場合は原則、再登校させる。その際、定められた時間内に再登校した場合、その時間帯は出席停止扱いとする。
7. 入学年度によって制服の形状や仕様が異なることがあるが原則、入学年度に販売している制服を着用すること。また、違う型の譲渡・販売・貸与を行ってはいけない。これは同居家族間も含む。

### 第3章 頭髪・装飾品・身だしなみについて

1. 頭髪は自然な地毛のままであることとし、学校生活にふさわしくないと判断した頭髪状況や髪型は改善対象とする。特に、染色や脱色については厳しく指導する。また、頭髪の変色原因となる行為により、結果的に指導領域まで明るくなった場合は改善染色を指示する。なお、紫外線が原因の色落ちや、水泳時の塩素などが原因で色落ちした場合は、個別の対応を行う。
2. ナチュラルブラックのエクステンションを素材とした検査アイテムを用い、それよりも明るい場合は改善すべき状況であるとして指導対象とする。
3. 一時的な染色アイテム（カラスプレーや黒彩など）の使用も一切認めない。
4. 地毛の色が検査用アイテムよりも明るい生徒に対しては地毛登録を行う。地毛登録した生徒が違反染色などを行った場合は指導対象とし、以降「地毛登録」は行わない。
5. 頭髪の色が改善すべき状況であると判断された生徒のうち、特別な理由が認められる場合は「個別の改善計画」に沿って指導する。
6. 学校生活全般において装飾品を身につけることを禁止する。
7. 指導対象となる装飾品は、学校生活に必要なと判断したアイテム全般とする。
8. 過度な化粧は一切禁止とする。ただし、医療的配慮などで化粧を許可することもある。
9. 特別な事情があるアイテム（形見の品、お守り、十字架や数珠など）については、保護者から事情を聞いた上で、学校として対応を検討する。

### 第4章 登下校指導

登下校の際は無事故を心がけ、迷惑行為や危険行為を行うことなく、常識豊かな節度ある言動を行うこと。また、本校周辺の道路は大変狭く一方通行道路に囲まれているので事故防止の観点より本校独自の指導基準も定めている。

1. 自転車通学は本校の指導方針を遵守することを条件に、希望者全員に許可している。
  - ・自転車保険（または同等の補償を含む損害賠償保険）への加入。
  - ・学校敷地内では自転車から降りて移動すること。
  - ・道路交通法や条例を遵守し、歩行者や住民に迷惑をかけないように配慮すること。
  - ・正門前東西（本校の両角）の信号間道路は、横断して向かい側の歩道に移動することを禁止する。ただし、自転車については対象外とする。
  - ・自転車は原則、車道を走行すること。ただし、危険を感じたときは、自転車から降りて歩道を通行することが好ましい。
2. 自動車などによる送迎を許可する際の要件と手続き。

送迎は原則として保護者が運転する自動車などに同乗する場合に限定する。その手続きは保護者が事前申請を行い、下記①～③に該当する場合に限って送迎の可否を検討する。

  - ①医療的な理由で、徒歩や自転車での登校が困難な場合。
  - ②教育相談上や特別支援上の理由で、必要だと判断した場合。
  - ③その他、認めるべき特段の事情があると判断した場合。

## 第5章 授業・実習・集会などに関する指導

1. 授業・実習・集会・行事などでは教職員の指示に従わなければならない。
2. 授業に関係ない不要物の使用や私語をやめないなど、教職員の指示に従わなかった場合は全て指導対象とする。

## 第6章 携帯電話などに関する指導

1. 携帯電話は、学校敷地内に入る前に電源を切り、一切の音や振動が発生しない状態にして、鞆の中に入れておくこと。  
※解約して通信機能などが備わっていない機器であっても、指導の必要があると判断した場合は携帯電話など持ち込みと同等の指導を行う。
2. 小型ゲーム機器なども通信可能な状態の場合は、携帯電話などと同等の指導を行う。
3. 指導対象となった携帯電話などが保護者や友人などの所有物であったとしても同等の指導を行う。
4. 懲戒指導時の扱いは、別途、謹慎に関する規定に従うこと。

## 第7章 危険物の校内持ち込み

1. 危険物を校内に持ち込んではいけない。
2. 持ち込みを禁止する危険物とは、ナイフやエアガンなど、人を傷つける可能性が高く、かつ学校生活に必要なものの全般である。これらは所持自体が指導対象となる場合もある。
3. 危険物を持ち込んだ場合は、持ち込んだ物品、および使用状況によって検討し指導を行う。
  - ・銃刀法違反などとして警察に届けるか否か。
  - ・対処や指導について特別支援の観点が必要か否か。

## 第8章 考査期間中の規制

1. 試験を受けない時間帯（空き時間含む）は、許可していない区域への立ち入りを禁止する。
2. 空き時間は待機教室や指示された場所で待つこと。無断外出や無断早退は指導対象とする。
3. 考査に迷惑がかかるような行為があった場合は、その程度に応じて指導する。

## 第9章 アルバイトに関する指導

1. アルバイトを行う場合、以下の項目を遵守した上でアルバイト届を提出すること。
  - ・高校生の本分は学業なので、成績不振、遅刻、欠席など学校生活の乱れは、懇談や補習対象とする。
  - ・放課後であっても、アルバイトより学校での指示を最優先とすること。
  - ・午後10時以降は、原則禁止である。
  - ・その他、高校生としてふさわしい業務内容であること。
2. 無届や届出内容に偽りがあった場合は、指導対象とする。
3. 辞めた場合はすみやかに生徒指導室へ報告すること。

## 第10章 校外学習中に発生した問題行動

遠足や文化行事などの校外学習中に問題行動が発生した場合の処置としては、下記3点を参考にし原則として学年主任と同行している生徒指導担当職員が協議して判断する。※ただし、修学旅行については実情にあった指導方針をその都度検討する。

- ・内容が重大で、即座に教員が伴って当該生徒を学校に移送し、指導を行う場合。
- ・校外学習の終了、解散後、教員が伴って当該生徒を学校に移送し、指導を行う場合。
- ・次の授業日に登校させて指導を行う場合。

## 第11章 遅刻・欠席指導

1. 遅刻・欠席する場合は午前7時45分から午前8時25分の間に学校へ連絡を行うこと。  
※保護者からの連絡が望ましい
2. 遅刻した生徒は生徒指導室で、必要な手続きを行ってから授業へ向かうこと。
3. 遅刻・欠席時は日々指導に加え、回数をカウントし累積回数に応じて別途指導を行う。
4. 以下は指導対象とせず、カウントしない。

・忌引き	※別途所定の手続きを要する
・出席停止	※生徒指導部でその都度協議する
・公共交通機関遅延	※遅延証明と登校時間の整合性を要する
・通院や入院	※領収書や受診内容の証明を要する
・事故被害	※警察における受理内容の証明を要する
・その他、認められる理由がある場合（不登校傾向、医療的配慮、進路関連など）	※特別配慮願いや進路指導部の指示を要する

5. 授業間遅刻は登校遅刻としてのカウント加算は行わないが、規定集に則って指導する。
6. 就職・進学試験の場合、試験会場への移動や滞在・試験時間など、試験に関係するすべては進路指導部と相談し決定する。

## 第12章 その他、細則

1. 学校風紀に不適切であり指導が必要であると判断した際は、別途定める規定集に則り指導を行う。
2. 下足ロッカーなどの学校施設は周囲の迷惑にならないよう配慮し、大切に扱うこと。
3. 教科書、ノート、ファイル、プリント、辞書などの学習用具は毎回持ち帰ること。
4. 学校内だけでなく通学時や校外学習など学校生活全般において、地域住民や通行者に迷惑をかける言動は指導対象とする。
5. 謹慎中の生徒と関わることを一切禁止とする。違反した場合は懲戒を含めた指導を行う。

指導対象外	謹慎指導中の生徒とわからずに接触を行った。（SNSなど含む） 謹慎指導中の生徒からの連絡に対し、接触しないようやりとりを行った。
生指部長注意	謹慎指導中の生徒とわかりながら接触やSNSなどでやりとりを行った。
懲戒指導	謹慎指導中の生徒とわかりながら接触やSNSなどでやりとりを複数回行った。

6. 各種規律違反と携帯電話、遅刻・欠席指導に関する特例  
毎年4月1日付けで、規律違反、携帯電話、遅刻・欠席指導に関する累積回数を全て0回にする。

### 第13章 懲戒指導

1. 懲戒指導とは、懲戒を中心とした種々の教育的指示と伴わせて行う指導をさす。
2. 懲戒には、校長訓告、有期停学、無期停学、退学の4種類がある。有期停学は目途となる日数を生徒と保護者に明示して申し渡す停学であり、無期停学とは諸事情により日数の見通しが立たなかったり、指導上の理由から日数を示さずに申し渡す停学である。
3. 懲戒指導が妥当だと判断した場合は、補導委員会を開催し指導内容を検討する。補導委員会の構成は、原則として管理職・生指部長・当該学年主任・当該担任・事案に関わった職員などとするが、出席できない場合は代理の職員が出席してもよい。
4. 無期停学が妥当だと判断した場合は、職員連絡会を開催し報告を行う。職員連絡会は常勤の全教員で構成されるが、会議成立における出席者数を定めない。また、無期停学解除の可否についても職員連絡会にて報告しなければならない。なお、有期・無期間わず停学日数が20日を超える場合についても職員連絡会を開催し報告を行う。
5. 停学により学校または家庭での謹慎を指示された生徒について、謹慎における基本的な方針や謹慎日数の数え方は以下の通りである。
  - ①問題行動の事実確認が完了した翌日より起算する。ただし、その日の最初の授業が始まる前に事実確認が完了し、実態として謹慎状態に入った場合は、その日より起算する。なお、生徒が指導を受ける状態ではなかったり、また指示に従わなかった場合は、欠席として処理することもある。これは懲戒指導を行う際の頭髪や服装の改善指示に従わなかったり、登校（集合）時刻の指示に従わなかった場合などを含む。
  - ②停学期間中に土日や祝日があっても謹慎日数に含める。
  - ③停学期間中であっても定期考査は別室での受験を許可し、謹慎日数に含める。
  - ④その他、謹慎期間中の生活全般に関する方針は「謹慎中の約束事」に従って指導する。
6. 宿泊を伴う校外学習中に生じた問題行動についても、原則として本規定に基づいて行う。ただし、校外学習の状況により施行に困難が生じた場合には、状況に応じて以下の指導を行う。
  - ①現地の教員で事実確認を行い、同行している管理職や学年主任を中心に特別補導委員会を開催し、指導内容を決定する。また、その結果を学校や家庭へ連絡する。
  - ②事実確認後は、当該生徒に反省文などを書かせ、可能な範囲で他の生徒との接触を断ち、行動も制限する。環境を整えば課題に取り組ませる。
7. 複数の指導項目がある懲戒事案の謹慎日数について、ほぼ同一時刻の同一場面になされた一連の行動と見なせた場合、謹慎日数の算定方法は次の通りとする。
  - ①最も重大な、もしくは最も日数の多い指導項目を基数とする。
  - ②他の違反項目については、単独で行われた場合に課す日数の、三分の二から三分の一程度の日数を加算する。
8. 原則、謹慎期間中は生徒が所持・使用している全ての携帯電話などは細則に則って指導する。